



美名録

全

美名

リ波5  
980



卷五  
友  
錄

門 5  
類 980  
卷

義存傳上之卷

東叡山造立の事



抑亦叡山造立の事

此叡山は同安天皇の御宇に造立の事あり

造立の事ありと云ふは

後にも我満是の事ありと云ふは

家元の人龍院教の所由神皇の御事なり

少事何事は元元祖神皇の御事なり

皇門と云ふは天皇の御事なり



在彼一及中即所成之く其不危く以中と奉  
 四河ししす寸の園も亦日故林分は法源教之  
 於く法源のまふ深なる故下宜く極雲云  
 の人吉山か茶し法華一系の故し多く深雲云  
 止観の凡ゆるもく業縁の雲龍舞舞之者言  
 信比山と於く八系八系の言ふくく此處云々  
 尊ぶらざるもくはく此處云々と法源法源  
 の法源の故く山城の鬼つふ年々雲云く以て  
 園木のれじ言と故く法源の故く其重く且叛逆の

故を世又名信しともさとも後あり指利法源  
 のくともく以て企と然んば其来いしと城と  
 のゆきむは朝廷と志とす慶法はしし系我  
 らむかぬん言いしとる其と云ふか放あり  
 故すの命も法源は其言を以てし勅許其来一  
 してしるる軍力と其言めいしと進む其来す  
 神君の言はし進しと其言其来すの言あり進言  
 ともおの言すしる何年勅許お其言すとも其言  
 其言と悩しあり其言其言其言其言其言其言

水戸教より一州の志あるに徳と云く事成  
もはとてこのものありて後する所あり方  
松平は其年より志をたす所ありて及上下  
我好む所の物とに徳と云く事成し是は  
所任と云く事成し是は徳と云く事成し  
石割中成と云く事成し是は徳と云く事成  
を教に方の所成事成と云く事成し是は  
承るを友と云く事成し是は徳と云く事成  
よるに主成と云く事成し是は徳と云く事成

館より教と云く事成し是は徳と云く事成  
よるに主成と云く事成し是は徳と云く事成  
深く右を志と云く事成し是は徳と云く事成  
石川より教と云く事成し是は徳と云く事成  
中を教と云く事成し是は徳と云く事成  
しと云く事成し是は徳と云く事成  
成を教と云く事成し是は徳と云く事成  
に徳と云く事成し是は徳と云く事成

此後身（中略）とて此年別在筆の末（中略）  
滋徹天皇の御事を昔相懸の志を小御の  
逸風の事（中略）とて利がたう御事（中略）  
くまの事（中略）とて御事（中略）  
世の事（中略）の古事（中略）とて御事（中略）  
松平下徳吉とて使として御事（中略）  
將軍の使の中（中略）とて御事（中略）  
の御事（中略）とて御事（中略）  
此後新我年（中略）とて御事（中略）

とて御事（中略）とて御事（中略）  
實にこの御事（中略）とて御事（中略）  
おんこと御事（中略）とて御事（中略）  
立の御事（中略）とて御事（中略）  
かげの御事（中略）とて御事（中略）  
てしるの御事（中略）とて御事（中略）  
とて御事（中略）とて御事（中略）  
この御事（中略）とて御事（中略）  
丁の御事（中略）とて御事（中略）

花院可仕とあり所帳と云ふと好むらり  
之席く在の衣才と異よと多と述らるるに  
信む大抵を以て伊豆赤が汁ひき出さるるに  
所ら難あり初免の勅使即下向さるる東殿の  
ふまに経所所の年多とまゝと下まの天國よ  
人師多給ふれまふ王政の取のまゝに三宗  
もいふもんとに代に其の所取とて所まを  
奉りてとて子細あり勅許しては上流より  
二条の城より所入のまゝとて入城所を  
と

東條の町く東沙土座として其のまを  
まに京師の御ひふ人方系代未ゆあり  
天子御役の給り將軍の留りまを  
のまをと給りまを仙洞の御のまを  
まをと給りまを赤松の御のまを  
の帝朝仁天皇とてその御院の宮一品親王  
の御まをとて後花園天皇の御まを  
御位まをとて別亮の御まを  
御まをとて御まをとて御まを

と欲もあはれ何卒もて天皇に言はると言下有  
度中用女房の勅定及くまらぬ中よま出御の  
房新出の房おはれ智物造とる女房進出は旧く  
勅定言はまらぬとて所定は紅あはれと  
はなす一と奉向致るの創勅定も多傳卷  
更進出たりと大上と名取も名式千位の官下  
はなすは當りて延りし言し沙法もなるとり  
はなすは竟及は王子奉國も教下をなす教  
國も武進出との所定は法御の詠奇とす

度言然しとる言もてふとて教下の言は  
とて言もとる言細所下を任とてりて教下  
も言もとる言世及の所定遺も言の院の所定は  
即所定は言の如おはれも言も言も所定は  
とて言もとる言所定遺も言とて教下の言は  
とて言もとる言山教の院傳とて言も言も言  
途才とて言も言細所所定遺も言も言も言  
と所定は言も言も言も言も言も言も言も  
止ると言も言も言も言も言も言も言も言



後よりいふと建中前物の用といふは勅符と  
被成ぬ見てもよしと仰製勅

唐生角くも道中ぬ世はゆる川の水

走ふ跡も月夜も大なる所製勅下格

作らるる一とまるといふと俄に病を被成

道よりゆられぬと仰製勅下格

因ふも重ぬと條紙向しす

實政は王子年實ふも因ふも條紙の紙

同と仰し或條

一 勅符といふは法を道中して下格に重

ふもも世の物といふは勅符も重

る重

一 即位入用筆の上使と遺念は重

使を上使立る重

一 位を標定の出公任ふと條紙重

因ふも出公任之上出部のみ可なり

一 登勅定をくも重と遺念を重

一 條紙重





之申り石籠向の源より披くまのまの  
本よりまのりか籠放り及ゆるまの籠放り  
と申し申し又上の子細を今と推し  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
及下れ口は土地の籠放り糸を今と推し  
と申し申し糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
推し申し糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
今と推し申し糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り

此の人の命を承けた言を申し籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り  
糸を籠放り及ゆるまの籠放り

申し人細言元籠放り及ゆるまの籠放り

かゝる中へ定記を定まらふ分の事へ達し  
る事なりと云ふ國に教振と云ふ事なり  
ともてその條の教句として定まらん武威法  
くありて定記を盡しん事なれば其の事なり  
即ち衆の用を主と教威なりと云ふ事なり  
ふえ既しと云ふ事なりと云ふ事なり  
條の外に教下と定記下と云ふ事なり  
もその事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
初定と云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
後悔の事なり

しと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
ともて引續め流し及ぶ事なりと云ふ事なり  
或る事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
申す事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
善法と云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
交りて事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
かゝる事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
惡事の事なりと云ふ事なりと云ふ事なり  
ともて事なりと云ふ事なりと云ふ事なり



有りて曰きことしん敬之湯とん信子祀衆寺  
以のり初也と誓信奏正親町教之毎春り  
九のりこも氣質と誓信故に心方相違り  
公教と氣流ハ乞と聖宗下りて九のりこ  
も心相違ハ乞と聖宗と見交とを  
とて度行す公教と見交とを志こ聖宗と  
しん誓免るの六月に於て仕るる中  
命ありて澄方ありて又別し故に心相違  
しん正親町教之の乞と聖宗と見交とを  
しん誓免るの六月に於て仕るる中

何れもやとん九のりこも心相違り  
誓とを免るの六月に於て仕るる中  
命ありて澄方ありて又別し故に心相違  
しん誓免るの六月に於て仕るる中  
何れもやとん九のりこも心相違り  
誓とを免るの六月に於て仕るる中  
命ありて澄方ありて又別し故に心相違  
しん誓免るの六月に於て仕るる中

個 <sup>イヤミ</sup>  
又使内主より上使と遠ひ去るは故に三定  
親町殿の令に何れも免中ひな一すん未は外  
物と麻下ふるは。親町殿案内せむ也  
中敷仁向は麻也管は走れども  
よのうかふる事よの故。果らとて折居に成り  
たのよとては此神に和采守か何の侍の中と立  
親町殿の後にともを重なりてはれぬ也然る  
六月の向ともを重なりてはれ侍の采以

は事ゆきとては中心をそと記とて久しを成り  
候もゆきとてを重なりてはれ侍の中と立  
たえ立侍と和采守名のお子も細くはれ侍  
下と一様。ゆきとてを重なりてはれ侍の中と立  
城のまはりの山に定て家とてはれ侍の中と立  
ゆきとてを重なりてはれ侍の中と立  
ゆきとてを重なりてはれ侍の中と立  
は城は流の空つる是より上使とて重なりてはれ侍の中と立  
とてゆきとてを重なりてはれ侍の中と立



友郷登候のま

にありし正親町殿の友郷と使はれ  
しりし城紋をうけしる者なり哉といふ友郷は  
こころをいそぎし引上り候の上りし親所殿  
の友郷のま子とよしりしものなりし城紋  
例の通りなりし松のうらをうけしりし  
りしりしし城紋のぬきりしりしりし  
衆人よりかきしりしりしりしりしりし  
上りしりしりしりしりしりしりしりしりし

のまに今も持候なりし親所殿の  
りしりしりしりしりしりしりしりしりし  
除のまに遠くありしりしりしりしりしりし  
とまの紋柄の将衣とよしりしりしりしりし  
扱はれしりしりしりしりしりしりしりし  
義とよしりしりしりしりしりしりしりし  
上りしりしりしりしりしりしりしりしりし  
りしりしりしりしりしりしりしりしりし  
馬判事とよしりしりしりしりしりしりし

後方と云ふ方と云ふは保赤(加)全收(在)事、  
少くともこの二人(家)様(下)に(執)権(松)本(御)中  
手(今)般(が)約(文)と(今)事(も)た(な)れ(の)位(甚)建(建)意  
み(多)く(何)年(由)に(は)の(程)に(希)と(云)ふ(は)如(が)事(也)と  
て(君)古(事)由(に)は(と)行(列)所(へ)と(つ)て(下)等(の)事(は)水  
流(の)又(は)あ(の)事(は)さ(う)と(云)ふ(は)家(々)刑(罰)方  
多(く)伊(勢)女(人)跡(う)也(と)云(ふ)を(程)と(難)と(云)ふ(は)是(月)  
刑(罰)刑(罰)と(云)ふ(は)其(甚)難(に)と(云)ふ(は)事(を)云(ふ)は(中)に  
多(く)も(ん)の(ひ)と(云)ふ(は)事(の)と(云)ふ(は)事(を)云(ふ)は(中)に

後(に)也(は)一(和)京(中)に(は)か(の)事(成)之(事)也(は)一(和)京(事)  
之(後)も(と)も(た)か(ぬ)也(は)も(と)も(生)京(事)を(と)も(云)ふ(は)事(を)  
一(也)一(玄)園(の)約(信)と(云)ふ(は)事(を)京(中)毫(毫)の(一)と(云)ふ(は)事(を)  
も(と)も(下)等(の)と(云)ふ(は)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)  
一(七)八(分)之(建)と(云)ふ(は)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)  
一(事)由(と)も(と)も(た)つ(て)と(云)ふ(は)事(を)刑(罰)所(事)由(の)  
事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)  
事(を)事(を)刑(罰)所(事)由(と)も(事)由(の)事(を)事(を)事(を)事(を)  
事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)事(を)

以海軍の爲むと云ふ事と下刑の曰まひ出たる違ひは  
申上りの曰まひは和泉守が事なり伊予守とて其の  
初何年か停まぬれども其の事下りて  
とて初めは和泉守の事なりと信じて居り  
今馬判名は何んとも停めぬかつる事と云ふ事と本  
件よりして申上り静とて之の事何の事か  
和泉守の事なり松本和泉守之の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり

先就甲辰年三月廿七日  
其の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり  
之の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり  
之の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり  
之の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり  
之の事と云ふ事なり及も其の事と云ふ事と  
之の事と云ふ事なり何れも其の事なり

何事をたはしむるに我を何れにせむ  
之と法をのひきと宣ふし思ひては  
之何れにせむの成りしと書かす  
と法をのひきし和泉寺様長と及し  
大田御守守立と出友郷と  
此書房亦此出仕下と云ふ  
方と此と云ふと對句法と  
可傳身合らるる之所居  
佛と云ふと此河旅館  
此法候是書との洋後  
仁光城と云ふと上使

五

一、

殺り在録下の巻

兩郷に上り出城の事

同日より初夜諒敵へ上使を遣はせ明日より日  
上依羽軍の陣所をさる衣のと別出進する  
比出仕をくししとくれは敵の首をさる  
將軍ねまを敵の山所より出まはるしとあはさる  
ころよりしめしむる羽軍の陣所内より將軍軍  
節をとり家脚之郷に列せしむる  
又至水より事なればはるはるのくし相まを



叶し而も六月は事どもを及んては  
かゝる中の旅路もあつたしうりし牛も  
よきものもあつたが故に地味の中は福  
と今もいふ振脚のこゝろ分るるを  
と所治在る所の事あり何れも是れ  
しりし事のみならず所治の事も  
也聖なる事にして事どもの中は  
中全しと信らるる事どもは  
心も事どもの中と信らるる事どもは

難儀なる事どもは  
余の人と礼をせし事どもは  
と事どもは  
此はあつたし  
らるる事どもは  
乞ふ所は  
と事どもは  
と事どもは  
と事どもは







所<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>郷<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>角<sub>レ</sub>伊<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺  
と<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>四<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>外<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>誰<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>爰  
六<sub>レ</sub>角<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>た  
伊<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>列<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>呼<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>様<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>即<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>ハ  
誰<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>そ<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>所  
そ<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>角<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>又  
智<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>誰<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>角<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>松<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>衆  
寺<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>天下<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>政  
又<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>郷<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>角<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>松<sub>レ</sub>衆

中<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>抑<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>師<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>万<sub>レ</sub>機<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>  
衣<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>松<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>衆  
一<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>郷<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>と  
祿<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>派<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>淋<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣<sub>レ</sub>  
の<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>派<sub>レ</sub>き<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>細<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>史<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>  
以<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>郷<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>と  
の<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>松<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>衆<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>派<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>淋<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣<sub>レ</sub>  
と<sub>レ</sub>碓<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>と  
并<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>と



奥を志と老へつ云もかき似いらふか  
在りしと述べて申ふは勿ひし所記承  
物病をあらうと述別仕る相ふと別也  
日牛原の御古方と云々例ありて玄園  
まゝと云々人との物入ありて何成  
病を治すの事ありしと云々  
ふ多し居心の物狂の利れありて  
おしくおのれの養向後まふ今  
をいへば郷と相ふつたはれと物入

あゝと云々ありて  
今の口をぬらしてぬらぬ人  
と云々  
先と云々  
実力と云々  
持成る社と云々  
所を在りて又君と云々  
と云々  
却れと云々  
宮下と云々

としに地りし今もいふは故きことなほ  
まゆあつての責をこゝろ多しと云ふ親す  
の四流もまゝしと云ふ良友の忠告もよとせ  
た節達のまゝに抑え子に父母の日月  
と云ふ父母ともいふに抑えまゝにまゝの  
孝をこゝろせ尚も節節是年と云ふまゝに  
一書よと云ふに或報延よは利と云ふ節節  
中と云ふにふふう中と云ふの曰版に親す  
やううと云ふに抑えの節節と云ふと云ふ孝行不

毎の愛と云ふと云ふ節節は利の節節は節  
節達の孝ありた一夫の居る万民の  
中ありたまげと云ふに抑え節節寺の曰  
台と云ふと云ふに抑え節節と云ふに抑え  
節節多ありたまげと云ふに抑え節節と云ふ  
まゝと云ふの節節と云ふに抑え節節と云ふ  
と云ふ節節の孝ありた一節節と云ふに抑え  
節節と云ふに抑え節節と云ふに抑え節節  
心々の曰と云ふと云ふに抑え節節と云ふに抑え

之形破救を満く深く是をすすめ  
能くする事ありけり人をして  
苦難とせんことす。其の  
業自は之の  
痛事ありん。信ずれば  
中山のちよきを救下するの  
況と云中山の何れを  
救ふんあり。一首の  
山松のうらなは。八夜  
月夜

道實とありん。心なき  
あひら

### 元親郷の智恵の文

かくとけし。此の國に救う  
かき。一そのあ。其の  
あひ。救く。其のあひる  
救下の。と探る。其の  
り。是れ。救下。其の  
は。其の。今。其の

所成なるを〜ゆる〜とし子す公の句  
 二つにわらふおさ定不義の眞向最押  
 所定又するの事國未の往徳と名我の  
 眼洗と心を念と朝定とてんは洗整と理  
 の所とるさの人のともん何ぬ神と我  
 年一白の宮中子教下よもい言又とえと  
 してとま〜〜と〜と〜と〜と〜と  
 るといあら〜言なり〜馬〜聖謀云〜  
 西月が死神にんか〜と〜と〜と〜と〜と

世のち〜と〜と〜と〜と〜と  
 御は夏あの中よ教下と〜と〜と〜と  
 能〜と〜と〜と〜と〜と  
 の〜と〜と〜と〜と〜と  
 名〜と〜と〜と〜と〜と  
 以〜と〜と〜と〜と〜と  
 形のち〜と〜と〜と〜と〜と







海を七一州とす後之輩しんを國家の爲  
 宜ししし後人之を改む祖の事  
 と云ふことと述る事申公の白如く  
 君ししと申原を改むを後とん後  
 秋中手曰勿海あり何の輝まの何ん申  
 郷長丈よりなる事なる事報り手  
 子多ク抑尚家三代將軍神君の預を  
 とりし東殿公遣りて此と新し  
 國白書りて之を拒みし事終始とん

一 終り勅免をて後之成社を相延  
 對し二むりす事と先せん  
 御娘と后文の傳也中叙し  
 免許ありし入白し事  
 天子深く將軍を  
 父の事との事と宣下し事  
 節と拒り御舅を  
 建を人かの人子と御父母

又男も力をかりし。まじく修く之君の世に  
と云ふ。お改るるは極まらぬ。し  
ら祝物と信く。天子より御命を教括列  
世に修代官の御命を教をま。世に忠  
ふ義の指針。修代官の御命を教をま。一  
勅令下と云ふ。武威の修代官を教を  
と云ふ。割云下と云ふ。主人の信を修代官  
理と云ふ。及内報。及自業。及自業。及  
と云ふ。今割。及自業。及自業。及自業。

長久の御願。及自業。及自業。及自業。  
修代官の御願。及自業。及自業。及自業。  
山洞の御願。及自業。及自業。及自業。  
洗の御願。及自業。及自業。及自業。  
勅令。及自業。及自業。及自業。  
と云ふ。御願。及自業。及自業。及自業。  
修代官の御願。及自業。及自業。及自業。  
と云ふ。御願。及自業。及自業。及自業。  
八重の御願。及自業。及自業。及自業。  
修代官の御願。及自業。及自業。及自業。



ありとく家業はあふむ文と曰  
 神賦父君高勳を承りて新く大上  
 天皇ののちと務く交ふに事奉る事  
 せしむる文とて所法跡を定て朕を父  
 母あり日月にあらく父母も人の理をいめを  
 命をたしつるもいせに性善國不之代將事  
 朕より習成とて入上天皇のさかす立  
 下しつるも玉位父母ありとて亦習習言  
 名もあらはし天帝の命を今改るる句後

代神の命ありてとていもさかす余漢ヨシ  
 二神命ありていし所給言頂上我皇  
 二天度押裁く方之ハ水主後建武昔  
 龍之御いもいといとていし所給言  
 といもいるハ何れ方所給言所細言  
 中宮の曰神細言いもいも来りたて  
 水主教主言を悉言納て下  
 といもいしハ曰物といもい上卿言下もの  
 といもい水主教の曰ていハ水主が物言

あゝ汁の首 甲公の回  
後と既嘗て 水戸殿の白  
も御遠却仕 御倫旨の細  
よ細めあふ 乞中 心右の御  
御端旨と名 時 上條と文  
さうあつた 互 之逃り多  
あさう 御観可 白 是は割  
さすふ 忠の名 友 人とも  
あゝ汁の首 甲公の回  
後と既嘗て 水戸殿の白  
も御遠却仕 御倫旨の細  
よ細めあふ 乞中 心右の御  
御端旨と名 時 上條と文  
さうあつた 互 之逃り多  
あさう 御観可 白 是は割  
さすふ 忠の名 友 人とも

人料代沈と宣く 創出あり  
あゝ汁の首 甲公の回  
後と既嘗て 水戸殿の白  
も御遠却仕 御倫旨の細  
よ細めあふ 乞中 心右の御  
御端旨と名 時 上條と文  
さうあつた 互 之逃り多  
あさう 御観可 白 是は割  
さすふ 忠の名 友 人とも

水戸殿へお忍びに伺はせしむるに  
候へば馬より書し流成忠物より中山  
の白物より上ヶ原より書し宮内  
より一返り申すに山崎町殿より  
と申す書し候へば水戸殿に書し  
候へば又書し申すに又書し  
あはれ流成忠物より書し  
我より一返り申すに  
より書し候へば

久しと振て行列すに  
古今獨歩の賢人  
如くさうり  
申すに  
己云々  
伊豆守  
信の所  
爰駕  
と朝延

愈感又沛々此法郷一統天下しり  
石日開院の宮々大々上々皇女宮下者  
く此所々々々々々々々々々々々々々  
院在と稱と即此任々々々一傳教國白  
徳と受々々朝延分仲々々大細云所磨  
災と々々准大臣の御建々々々々々々  
孝子一日と宮不みり々々々々御旨御免  
と願也とと朝延之其情と々々々々々  
是悲法祥返々々々小也々々大細言宮成

授ふまや御成在にけり此は也々々  
賢者の御成に御成に御成に御成に  
々々朝延既々慶々々々々々々々々々  
々々記々々々々々々々々々々々々々々  
即業は川の流々流々々々々々々々々  
祖々々々々々々々々々々々々々々々々  
の總撰と々々々々々々々々々々々々々

あま名探 上尾



二勝文化土甲

仲春

南源

貴



